

平成24年8月9日

各位

会社名 株式会社アーバネットコーポレーション
代表者名 代表取締役社長 服部 信治
(コード番号 3242 JASDAQ)
問合せ先 取締役 常務執行役員
管理本部長 鳥居 清二
(TEL. 03 - 3512 - 5005)

ストック・オプションの付与に関するお知らせ

平成24年8月9日開催の当社臨時取締役会において、会社法第236条、第238条および第239条の規定にもとづき、当社執行役員および従業員に対し、ストック・オプションとして新株予約権を発行すること、並びに募集要項の決定を当社取締役会に委任することの承認を求める議案を、下記のとおり平成24年9月26日開催予定の当社第15回定時株主総会に付議することを決議いたしましたので、お知らせいたします。

記

1. スtock・オプションを引き受ける者の募集をすることを必要とする理由

当社は、リーマンショック以来の急激な金融信用収縮等の経済環境の悪化にともなう不動産業界の低迷により、大きな試練に遭遇いたしました。

当社は自社リスタート計画を策定するとともにこれらを厳格に実施して、第12期(平成20年7月1日～平成21年6月30日)にほとんど全ての損失を集中することにより大幅な赤字を計上しましたが、第13期(平成21年7月1日～平成22年6月30日)において黒字転換を果たすことができました。第14期(平成22年7月1日～平成23年6月30日)においても、第13期に対して若干の業績拡大を果たしております。

本日発表いたしました第15期(平成23年7月1日～平成24年6月30日)において、次のステップを目指すことができる売上高並びに利益を計上し、リーマンショックによる最後のリスク物件の売却も完了したことから、第16期より再度の企業成長を目指していく所存です。

今後の当社業績向上並びに企業のステップアップへの意欲と士気を一層高めることを目的として、当社執行役員および従業員を対象として新株予約権を無償で発行するものであります。

なお、新株予約権の募集事項の決定につきましては、取締役会への委任をお願いいたします。

2. 新株予約権発行の要領

(1) 新株予約権の割当を受ける者

当社執行役員および従業員

(2) 新株予約権の目的たる株式の種類および数

当社普通株式1,000株を上限とし、当社が株式分割(株式の無償割当を含む。以下同じ)または株式併合を行う場合、次の算式により目的である株式の数を調整するものとする。

ただし、かかる調整は新株予約権のうち、当該時点で権利行使されていない新株予約権の目的である株式の数についてのみ行われ、調整の結果 1 株未満の端数が生じた場合は、これを切り捨てるものとする。

$$\text{調整後株式数} = \text{調整前株式数} \times \text{分割・併合の比率}$$

また、割当日後に、当社が他社と吸収合併もしくは新設合併を行い新株予約権が承継される場合または当社が完全子会社となる株式交換もしくは株式移転を行い新株予約権が承継される場合、当社は、合併比率等に応じ必要と認める株式数の調整を行うことができる。

(3) 新株予約権の総数

1,000 個を上限とする。

なお、新株予約権 1 個当たりの目的となる株式数は 1 株とする。

ただし、上記(2)に定める株式の数の調整を行った場合は、各新株予約権の目的となる株式数についても同様の調整を行う。

(4) 新株予約権の払込金額

新株予約権と引換に無償で発行するものとする。

(5) 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額またはその算定方法

新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、次により決定される 1 株当たりの払込金額(以下「行使価額」という)に新株予約権 1 個当たりの目的となる株式の数を乗じた金額とする。

行使価額は、新株予約権を割り当てる日(以下「割当日」という)の属する月の前月の各日(終値のない日を除く)の大阪証券取引所における当社普通株式の普通取引の終値の平均値に 1.05 を乗じた金額(1 円未満の端数は切り上げ)とする。

ただし、当該金額が新株予約権割当日の終値(割当日の終値がない場合は、それに先立つ直近日の終値)を下回る場合は、当該終値とする。

なお、割当日後に下記の各事由が生じたときは、下記の各算式により調整された行使価額に新株予約権 1 個当たりの目的である株式の数を乗じた額とする。

なお、調整後の行使価額は、1 円未満の端数を切り上げる。

① 当社が株式分割または株式併合を行う場合

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{1}{\text{分割・併合の比率}}$$

- ②当社が時価を下回る価額で募集株式を発行(株式の無償割当てによる株式の発行および自己株式を交付する場合を含み、新株予約権(新株予約権付社債も含む)の行使による場合および当社の普通株式に転換できる証券の転換による場合を除く)する場合

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{\text{既発行株式数} + \frac{\text{新規発行株式数} \times 1 \text{ 株当たり払込金額}}{\text{新規発行前の株価}}}{\text{既発行株式数} + \text{新規発行株式数}}$$

ただし、算式中の既発行株式数は、上記の株式の発行の効力発生日の前日における当社の発行済株式総数から、当該時点における当社の保有する自己株式の数を控除した数とし、自己株式の処分を行う場合、「新規発行株式数」を「処分する自己株式の数」に、「新規発行前の株価」を「処分前の株価」にそれぞれ読み替えるものとする。

(6)新株予約権の権利行使期間

新株予約権の割当日の翌日から2年経過した日から3年以内とする。

(7)新株予約権の行使により株式を発行する場合において増加する資本金および資本準備金に関する事項

- ①新株予約権の行使により株式を発行する場合において増加する資本金の額は、会社計算規則第17条第1項に従い計算される資本金等増加限度額の2分の1の金額とし、計算の結果1円未満の端数が生じたときは、その端数を切り上げるものとする。
- ②新株予約権の行使により株式を発行する場合において増加する資本準備金の額は、上記①記載の資本金等増加限度額から上記①に定める増加する資本金の額を減じた額とする。

(8)新株予約権の行使の条件

- ①新株予約権の割当てを受けた者(以下、「新株予約権者」という。)は、権利行使時においても、当社または当社子会社の取締役、監査役、執行役員および従業員の地位にあることを要するものとする。
- ②新株予約権者が死亡した場合は、新株予約権の相続を認めないものとする。
- ③その他の条件については、本取締役会決議に基づき、別途当社と新株予約権者との間で締結する「新株予約権割当契約」に定めるところによる。

(9)新株予約権の取得に関する事項

- ①当社が消滅会社となる合併契約書、当社が完全子会社となる株式交換契約書、または当社が分割会社となる会社分割についての分割計画書・分割契約書について株主総会の承認(株主総会の承認を要しない会社分割の場合は取締役会決議)がなされたとき、並びに株式移転の議案につき株主総会の決議がなされたときは、当社は新株予約権の全部を無償にて取得できる。

- ②新株予約権者が、(8)①に定める規定にもとづく新株予約権の行使の条件を満たさず、新株予約権を行使できなくなった場合、もしくは新株予約権者が死亡した場合は当社はその新株予約権を無償にて取得することができる。
- ③その他の取得事由および取得条件については、本取締役会決議にもとづき、別途当社と新株予約権者との間で締結する「新株予約権割当契約」に定めるところによる。

(10) 新株予約権の譲渡制限

譲渡による新株予約権の取得については、これを認めない。

(11) 組織再編行為時における新株予約権の取扱い

当社が、合併（当社が合併により消滅する場合に限る。）、吸収分割、新設分割、株式交換または株式移転（以上を総称して以下、「組織再編行為」という。）をする場合において、組織再編行為の効力発生の時点において残存する新株予約権（以下、「残存新株予約権」という。）の新株予約権者に対し、それぞれの場合につき、会社法第236条第1項8号イからホまでに掲げる株式会社（以下、「再編対象会社」という。）の新株予約権を以下の条件にもとづきそれぞれ交付することとする。

この場合においては、残存新株予約権は消滅し、再編対象会社は新株予約権を新たに発行するものとする。

ただし、以下の条件に沿って再編対象会社の新株予約権を交付する旨を、吸収合併契約、新設合併契約、吸収分割契約、新設分割計画、株式交換契約または株式移転計画において定めた場合に限るものとする。

① 交付する再編対象会社の新株予約権の数

残存新株予約権の新株予約権者が保有する新株予約権の数と同一の数をそれぞれ交付する。

② 新株予約権の目的である再編対象会社の株式の種類

再編対象会社の普通株式とする。

③ 新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数

組織再編行為の条件等を勘案のうえ、前記(2)に準じて決定する。

④ 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額

組織再編行為の条件等を勘案のうえ、前記(5)で定められる1株当たり行使価額を調整して得られる再編後行使価額に上記③に従って決定される当該新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数を乗じた額とする。

⑤ 新株予約権を行使することができる期間

前記(6)に定める新株予約権を行使することができる期間の初日と組織再編行為の効力発生日のうち、いずれか遅い日から前記(6)に定める新株予約権を行使することができる期間の末日までとする。

⑥新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金および資本準備金に関する事項

前記(7)に準じて決定する。

⑦新株予約権の譲渡制限

譲渡による取得については、これを認めない。

⑧新株予約権の取得に関する事項

前記(9)に準じて決定する。

⑨その他の条件については、再編対象会社の条件に準じて決定する。

(12)行使時に交付すべき株式数の1株に満たない端数の処理

新株予約権者に交付する株式の数に1株に満たない端数がある場合には、当該端数を切り捨てるものとする。

(13)新株予約権にかかる新株予約権証券に関する事項

当社は、新株予約権にかかる新株予約権証券を発行しないものとする。

(14)その他の細目事項は、別途定める割当契約の定めるところによる。

(注) 上記の内容については、平成24年9月26日開催予定の当社第15回定時株主総会において、「ストック・オプションとして新株予約権を発行する件」が承認されることを条件とします。

以 上